

事務連絡
平成23年3月28日

都道府県
各指定都市 介護保険主管担当(部)局御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震については、要援護者の支援について最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今回の災害による避難所等での生活が長期に及び、認知症の方への影響が懸念されているところであります。つきましては、避難所等における認知症の方への適切な支援について、別添資料を用意したもので、認知症の方への支援において配慮いただくとともに、下記の点にご留意いただくようよろしくお願いいたします。

なお、本文書については、避難所等に係る管理業務等を行う担当部局を含めた管内市町村等への周知をお願いいたします。

記

1. 避難所等における認知症の方やご家族への支援については、別添資料を送付するので、避難所等の支援に携わる職員等に対して周知・ご利用を促すとともに、避難所等の中で目につく場所に掲示いただくなどの対応をお願いする。
2. 避難所等における被災者等の心のケア対策を行うため、災害対策基本法第30条に基づき派遣される精神科医や臨床心理士などの「心のケアチーム」をご活用願いたい。
3. 避難所等におけるこころの健康を守るポイントや認知症の方やその家族等への支援を示した以下の文書等をご参照願いたい。

・「避難所にいらっしゃるみなさんへ
認知症の人とその家族への接し方についてお願いがあります」
(参考：<http://www.caravanmate.com/>)

・「避難所でがんばっている認知症の人・家族等への支援ガイド」
(参考：http://www.dcnnet.gr.jp/center/center_110318.html)

・「こころの健康を守るために」
(参考：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000015otw.pdf>)